

# 令和6年度人権ユニバーサル事業（人権啓発広報用動画制作事業）業務委託仕様書

## 1 事業目的

人権尊重社会の実現に向け、互いに認め合う共生社会、いわゆる「人権ユニバーサル社会」を実現し、これを未来へつなげていくことが必要となっている。

誰もが自分らしく輝いて生きられる社会の実現に向けて重要な役割を担う若年世代を主な対象として、「障がいのある人」に関する人権課題の理解を深める広報用動画を制作する。

## 2 契約期間

契約締結日から令和7年1月31日まで

## 3 履行場所

本市指定場所

## 4 業務内容

### (1) 動画の目的

障がいがある人が直面している現状や課題について、高い関心を持っていない市民や、差別感情や誤解に無自覚な市民に対して「気づき」を与え、正しい理解を促すことを目的とする。

内容例は、以下のとおり。内容はこれに限らず目的に照らし、訴求力のある動画を作成すること。

(内容例)

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現に向け、それぞれの障がいの特性を理解し、障がいのある方がどのようなことに困っているかなどについて知っていただき、お互いが理解を深め、助け合いができる社会づくりを目指していきます。

(参考動画)

人権啓発動画『『誰か』のこと じゃない。』（法務省）

URL：<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken96.html#1>

(参考動画、昨年度同事業で作成した動画)

URL：<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000619679.html>

### (2) 動画の規格

時間及び本数：①120秒程度の動画 1本

②30秒以内の動画（120秒の動画のダイジェスト版）1本

フォーマット：MP4形式

解像度及び画角：フルハイビジョン（1920×1080）、16:9を基本とする。

### (3) 構成及び編集

ア (1)の内容例を参考に、それぞれのテーマを受け止めやすくするために実写による作品とし、

できるだけ気軽に視聴することができ、分かりやすい内容とすること。

イ 広報用動画は区役所等の窓口に設置している小型デジタルサイネージ等で放映する。視聴対象は区役所等を利用する市民であるが、特に若年層の興味・関心を喚起する内容とすること。

ウ 動画コンテンツの表現力を向上させるため、効果的なナレーションや音楽、効果音等を挿入すること。

エ 視覚に障がいのある市民の方に動画の内容が伝わるように、ナレーションやセリフなどの音声を工夫して作成すること。

オ 各動画には、動画の内容が伝わるようにナレーションやセリフなどの音声情報を文字化した適切な字幕等を付けること。

カ 仮編集の段階で発注者による映像確認を受けること。

## 5 納品

### (1) 成果物

ア DVD、USBメモリ等の大容量記憶媒体 1部

- ・動画ファイルにはそれぞれコピーガードが行われていないこと。
- ・全てウイルスチェックを行うこと。

イ 制作した動画を収録したDVD-Video形式のディスク 1部

### (2) 納品場所

〒550-0012 大阪府大阪市西区立売堀4丁目10番18号 阿波座センタービル1階  
大阪市人権啓発・相談センター

## 6 一括再委託等の禁止

(1) 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(3) 受注者は、(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

(4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、(3)に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切

な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

## 7 その他

- (1) 業務の遂行にあたっては、発注者と十分に協議し、あらかじめ発注者の承諾を得ること。
- (2) 本事業は法務省委託事業であることから、業務終了後に詳細な経費内訳書を提出すること。
- (3) 制作物の素材が、他社の肖像権・所有権・著作権などを侵すものでないこと。当該素材の使用による権利侵害の紛争などが生じた場合は、受注者の責任・負担において一切を処理すること。
- (4) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等の関係法令等に基づき適切に管理し、本業務に関連する用途以外に使用しないこと。個人情報の漏えい、滅失、棄損の防止、その他個人情報保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。
- (5) 公募型プロポーザルへの参加にあたっては本仕様書を十分に検討し、疑義のある場合は質問期間内に指定方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ参加すること。質問期間経過後の疑義については受付しない。また、契約締結後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (6) 契約書及び仕様書に定めのない事項については、その都度、双方協議のうえ定める。
- (7) 受注者が本業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用は負担しない。

## 8 問い合わせ先

〒550-0012 大阪府大阪市西区立売堀 4 丁目 10 番 18 号 阿波座センタービル 1 階  
大阪市人権啓発・相談センター  
電話番号 06-6532-7631 FAX 番号 06-6532-7640

## 公益通報等にかかる特記仕様書

### (条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

### (公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を大阪市市民局総務部総務担当(総務グループ)(連絡先:06-6208-7311)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を大阪市市民局総務部総務担当(総務グループ)(連絡先:06-6208-7311)へ報告しなければならない。

3 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに大阪市市民局総務部総務担当(総務グループ)(連絡先:06-6208-7311)に報告しなければならない。

### (調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### (公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約(協定)を解除することができる。(指定管理者の指定を取り消すことができる。)

## グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

註 「車種規制日適合者」とは「自動車から排出される窒素酸化物および粒子状物質の特定地域における送料の作減等に関する特別措置法（自動車NO<sub>x</sub>・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。  
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
  - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
  - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課  
自動車排ガス対策グループ  
電 話：06-6615-7965